

あなたは、 自分の中にある**思い込み** に気づけますか？

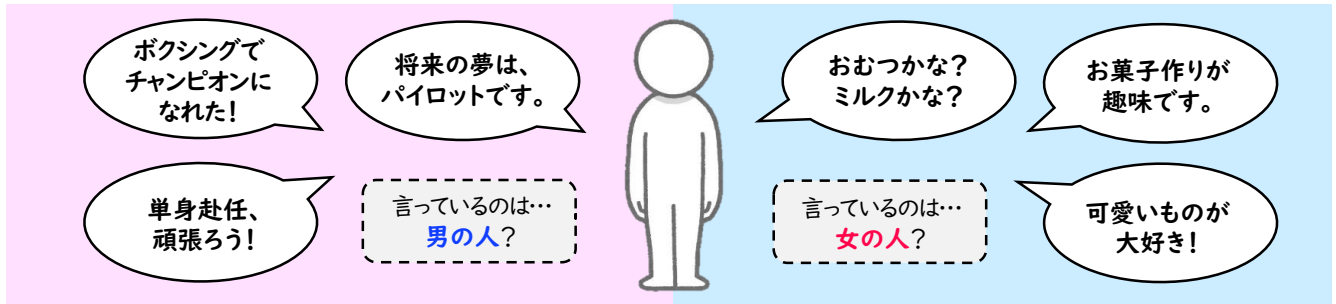
社人研だより
No.15 (2024年9月発行)

誰の中にでもある「それ」は、
「誰かへの決めつけ・押しつけ」
かもしれない。

だれもが共に支えあい、
あらゆる分野で
個性や能力を発揮できる

男女共同参画社会をめざして

そんな社会実現のために克服すべき課題 → **アンコンシャス・バイアス** のことを知ろう！



会話している人のイメージが無意識に偏っていませんか。

これは「**無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)**」とよばれ、性別役割分担を生み出す意識の一つです。

アンコンシャス・バイアスは、男女**だけではなく**職場や障がい者、外国籍の人、LGBTなど様々な人権にも幅広く関わっています。場合によってはハラスメントにつながることもあります。

「無意識の思い込み」は、「自分は決めつけない」等と書いても関係なく、誰でも持っているものです。それ自体は悪いことではありません。

問題なのは、「気づかないうちに（無意識に）決めつけたり押し付けたりする」ことです。傷つけるつもりがなくても、相手は傷ついているかもしれません。

無意識の思い込み

事例は他にもこんなものが...

男の子なんだから泣くな!

来客へのお茶出しは女性の仕事だ。

家を継ぐべきなのは男性だ。

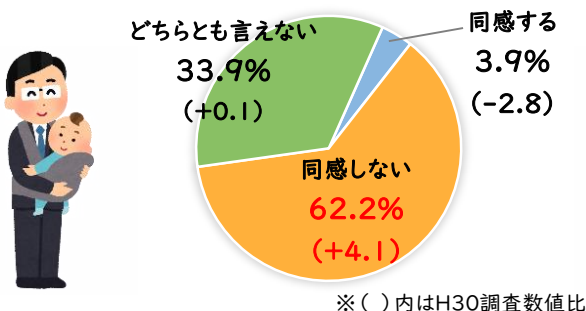
彼氏(彼女)はいる?

大切なのは、「これって、もしかしてアンコンシャス・バイアス?」と気づくことです。

まずは自分の中の「思い込み」に気づき、周りの人と話をしてみよう!

令和5年度本市男女共同参画社会アンケート結果

Q「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担をどう思うか。



※()内はH30調査数値比

市民の皆さんの意識が着実に向上していることがわかります。

男女共同参画社会って?

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

※男女共同参画局HPから抜粋

第1回「身近なじんけん講座」について【終了】

7月6日(土)、市立図書館で「身近なじんけん講座」を行いました。(参加者:27名)

第1回目は「外国人の人権」をテーマに、多文化共生などに携わっている松永典子さん(九州大学大学院比較社会文化研究院 教授)にご講演頂きました。

参加者の感想(アンケートから抜粋、一部)

外国人と関わる業務もしているため、大変興味深いお話を伺うことができ、よかったです。市内の外国人の割合も多くなっているため、今後もこのような講座を多くの方に受講していただき、外国人との交流の機会も作れるといいなと思いました。(40代)

同じ外国人でも在留資格によって、とりまく環境が異なり、意識・認識が異なるということがわかった。(30代)

多言語・多文化を学ぶことからもう一步進んだ交流が必要だと思った。(60代)



他の人権問題と同様、「知らない事が差別につながる」って事ですね。まずは外国籍の方との交流が大切であると思いました。(60代)

「交流」を特に望んでいるということを初めて知ることができたことは良かったと思います。外国籍の方々とのことを少しですが知る機会が持てたので、受講して良かったと思います。(50代)

今後のお知らせ

■「やさしい日本語」講演会

【日時】 9月30日(月) 15:00~16:40

【場所】 豊後高田市役所
高田庁舎 2階コスモスホール

【講師】 柳田 直美 さん
(早稲田大学大学院 日本語教育研究科 教授)

【演題】 「やさしい日本語」を知らう・使おう

【料金】 無料



申込フォーム

■第2回「身近なじんけん講座」

【日時】 10月23日(水) 19:00~20:00

【場所】 オンライン講座(Zoomミーティングを利用)

【講師】 太田 博子 さん
(一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所 理事)

【演題】 あなたの中にもひそんでいるかも?!
『無意識の思い込み』を知らう、気づこう、対処しよう

【料金】 無料



申込フォーム

「身近なじんけん講座」とは?

人権問題はどこにでも存在しており、私たちの暮らしの中にもある身近なものです。

様々な人権についての理解・認識を深めるために、「身近なじんけん講座」を年に3回開催しています。

人権問題の例

- ・子どもの人権(虐待やいじめ、体罰など)
- ・障がい者の人権(障がい者への理解不足や偏見など)
- ・高齢者の人権(生活上の問題、虐待など)
- ・外国人の人権(住宅や就労での差別、ヘイトスピーチなど)
- ・LGBTの人権(性的指向の異なる人々への偏見や差別)
- ・女性の人権(セクハラ、配偶者等からの暴力など)
- ・部落差別(同和問題による就職や結婚での差別など)
- ・インターネットによる人権侵害(SNS等での誹謗中傷など)
- ・災害に伴う人権(避難所等でのプライバシー確保や配慮など)

※上記例は一部であり、他にも様々な人権問題があります。

豊後高田市社人研(豊後高田市社会人権教育・部落差別解消推進研究会)とは?

人権問題の解決に研究・教育を通じて貢献することを目的に、教育委員会、青少年健全育成やPTA等の社会教育関係の団体の代表によって構成されています。主体的に学習し、また、人権意識の高揚が図れるよう、各種研修会の開催や社人研だよりを発行するなどして、啓発活動を行っています。

【発行】豊後高田市社会人権教育・部落差別解消推進研究会

(事務局: 教育総務課生涯学習係) TEL: 0978-53-5112 FAX: 0978-53-4731

※令和4年6月より、名称が『豊後高田市社会人権同和教育研究会』から『豊後高田市社会人権教育・部落差別解消推進研究会』に変わりました。

